

R6 淀川本川河川保全利用委員会 結果報告

日 時： 令和 6 年 11 月 1 日(金) 13 時 00 分～14 時 30 分

場 所： 中央流域センター

(淀川河川事務所 枚方出張所内)

参加者数： 委員 6 名、占用者 3 名、一般傍聴者 1 名、
河川管理者 3 名、事務局 2 名



会議の様子

1. 議事内容および出席者

淀川河川保全利用情報共有会議の議事内容および出席者は、以下に示すとおりであった。

議事内容

- 1) これまでの会議の報
 - ①令和 6 年度 連絡調整会議の報告
 - ②令和 6 年度 占用者説明会の報告
- 2) 令和 6 年度 審議対象案件
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) とりまとめ
- 5) その他



会議の様子

出席者

委員名		所属・役職	備考	出欠
委員	森本 幸裕	京都大学 名誉教授（農学） 公益財団法人 京都市都市緑化協会 理事長	委員長	○
	中川 一	京都大学 名誉教授（工学）	副委員長	○
	黒坂 則子	同志社大学 法学部 教授		×
	澤木 昌典	大阪大学 名誉教授（工学）		○
	松本 恭幸	公益財団法人 大阪府スポーツ協会 事務局長		○
行政委員	大阪府環境農林水産部みどり推進室 みどり企画課 課長		○	
	大阪府都市整備部 公園課 課長		○代理	

2. 現地視察

委員会開催に先立ち、現地を視察した。

現地視察先	占有者
淀川河川敷十三エリア	大阪市淀川区 政策企画課
No. 16 神崎川緑地	摂津市 水みどり課



淀川河川敷十三エリア（R6.9.11に事前視察）



No. 16 神崎川緑地

3. これまでの会議の報告

今年度実施した「連絡調整会議」、「占用者説明会」の内容について報告した。占用者説明会は従来どおり、当該審議対象案件の占用者に説明を行っている。十三エリアについては令和6年10月9日に淀川環境委員会の上田萌子委員（大阪公立大学 准教授）、上原一彦委員（大阪府立環境農林水産総合研究所総括研究員）による現地視察が行われ、その際のご意見を紹介した。

4. 令和6年度審議対象案件の審議

令和6年度審議対象の2件について審議した。審議対象案件に対する委員会意見は次のとおりである（審議順）。

■淀川河川敷十三エリア（大阪市淀川区 政策企画課、新規）

- ・カルテ資料の占用の必要性において占用箇所は裏のり面とあるが、裏のり面を腹付けした天端ということでよいか。カルテの表現については、適切に修正されたい。
⇒裏のり面に現況の天端と同じ高さまで盛り土した箇所であり、その理解で問題ない。
- ・（大阪府として本案件について、文書として意見をまとめているため意見を開陳する）
 - ・事業全般について、当該事業は自然資本の持続可能な利用を行う上で重要な場所であると考えられる。ネイチャーポジティブ達成のため、大阪府でも、生物多様性地域戦略を策定しており、基本方針の一つとして、生物多様性の理解と、生物多様性に資する行動促進を掲げているため、生物多様性の価値を府民一人一人に認識していただいて、行動を変えていただくことが必要だと思っている。
 - ・占用地の近くには十三干潟が存在し、多くの希少生物が生息、生育している。利活用だけではなく、環境教育の利用など、共存していく場としての利用の検討をお願いしたい。
 - ・現計画では当該占用地の特性、貴重な自然環境を利用した、子どもを対象とした自然体験学習が想定されていると説明もいただいたが、子どもだけでなく、大人まで広く府民に生物多様性や自然環境の重要性を学んでいただけるような場の創出をお願いしたい。
 - ・用地と隣接する保全、特にカヤネズミの保全のために一部残しているということだが、保全が必要な場所のゾーニングを検討していただきたい。イベントが軌道に乗ってくると、たくさんの方が入ってくることが想定されるため、物理的にバリケードを置くなど見ただけで分かるようなゾーニングを検討していただけたらよい。
 - ・事業計画地は河川であるため、日々変化する自然環境というのが前提とし、特に、台風や増水などを見越した利活用及び保全の取組をお願いしたい。
 - ・淀川は、琵琶湖と大阪湾をつなぐ重要な河川であるため、上流域から河口域全体のつながりを考慮した取組を期待し、都市部と緑地環境のつながりも意識しながらの取組を進めていただきたい。
- （以下、一時占用地に対しての意見）
 - ・十三干潟と一時占用地の範囲が重複している部分が見られる。利用者の増加に伴い、騒音等による鳥類の採餌環境へ影響、人の移動による外来動植物の侵入騒音問題等が懸念される。騒音問題は、例えば、時期によってマイクの使用を制限する、音量やスピーカーを置く方向を考慮するなど、対策をお願いしたい。外来動植物の侵入については、定期的なモニタリング等を実施するなどで早期発見、早期対策を検討していただきたい。
 - ・カヤネズミについては、一時占用地利用中にカヤネズミが侵入しないよう対策をしていただきたい。専門家のご意見を取り入れ、個体群維持が可能な生息域の確保をお願いしたい。
 - ・適正な植生の管理について、一時占用地である芝生エリアはきれいに刈られているが、既存植生を残しつつ、定期的な草刈りを実施することで、広場を形成していただきたい。
- ・（河川管理者に対して）環境保全に向けての占用申請者の取組が提示されているが、これがうまくそのとおりとなっているか確認の枠組みはあるか。次の保全利用委員会審議時だけなのか、進捗状況の中間的な確認があるのか、また指導する機会があるのか。少なくとも河川管理者として定期的に把握され、委員から質問があった場合は分かる状況にさせていただくことが必須である。

⇒保全利用委員会以外の場での枠組みは今のところないが、河川管理者が定期的に占有者に進捗状況について確認し、内容を把握したい。

- ・賑わいゾーンと保全ゾーンが明確に分かれているのはいい面はあると思うが、十三エリアについては、そのバランスをとったエリアという見せ方ができるような形にして、一連として新しい川らしさの形をPR できることが望ましいのではないかな。
- ・保全ゾーンと賑わいゾーンに区分けについていろいろと考え方はあるが、十三エリアはタワーマンションの建設により、子どもが増えたときに都市の中で川は自然と接する非常に重要な場所になる。賑わいがあることで自然とのふれあいを推進できる機会が増えるため、安全性を確保した上での中間的なものも含めたゾーニングができればいいのではないかな。河川管理者、淀川区、事業者で日常的に自然と親しむことに参画できる利用を考えていってほしい。
- ・これまでの事前説明・現地視察を通じて、当初と比べると環境配慮の面で計画はブラッシュアップされてきた。ただし、協議中の部分もあり、当委員会での指摘の対応もあるため、適切に対応いただきたい。
- ・自然環境は、予測しきれないものであり順応的な管理が大事になる。モニタリング、状況を見ながらの評価により本来のミッションを達成するためやり方を変えていくことが必要になる。
- ・(河川管理者へ) 保全利用委員会は利用についての委員会であるからよいのかもしれないが、前提として、盛土等造成等の整備を行う前の時点での審議は環境委員会等でされているのか、位置づけを確認したい。

⇒河川管理者が行う事業について、淀川の環境委員会にかけてから実施しているので、改修工事に伴ってそういった環境の改変を行う場合はそちらで見ていただく。面的占用のほうで行われるのであれば、河川保全利用委員会にかけてご意見を伺うという分け方になっている。

- ・今回は、利用を前提に造成する計画であるため、河川管理者が事前に占有申請者と協議し、一定こういう利用を認めていく方向で、環境委員会の議論を経て、工事を経たものが保全利用委員会にあがってきているという理解でよいかな。

⇒利用について将来的な形はある程度かわまちづくり事業の中で把握してから進めていることにはなるため、そのとおりである。

- ・盛土の強度、防災上の議論は十分に行われたうえで、保全利用委員会で利用について議論されているという理解で問題ないかな。

⇒河川管理者が行っている工事である以上、治水上の支障等は、当然事前にクリアされていることになる。

- ・チェックリスト資料の連携体制を見ると、専門家との連携は模索されているようだが、周辺地域の地域団体との連携がもう少し組み込まれて計画されると良い。
- ・裏のり面の盛土がスクリーニング会議にかかっているかどうか今一度確認されたい。

⇒環境委員会に確認する。

- ・環境委員会のほうで審議されているということと思うが、そこでの指摘事項、留意点等の場合によっては保全利用委員会で提示され、クリアしているかどうかは確認の必要があると思われる。
- ・環境委員会との関係性でいくと河川保全利用委員会規約の中で明確になっていないのではないかな。第8条の検討事項の中で占有許可施設が河川環境に与える影響とあるが、この部分との整合性を図る必要があるのではないかな。
- ・事業の計画として淀川区民だけでなく、大阪府民を対象にしたような事業展開を念頭においたほうがよいのではないかな。
- ・駐車場、駐輪場の計画は無いが、自動車、自転車であつた利用者に対しては、どのような対応になるのか。想定できることに對して、対応策は十分に準備されたい。

⇒十三駅前や2026年4月建設予定の複合ビルの駐輪場を使ってもらふことも考えている。自動車については、周辺にいくつか民間駐車場があるため、そちらの利用を考えている。

- ・ランクAとし、占有期間は3年とする。なお、中間報告を求める条件付きとする。

■No. 16 神崎川緑地(摂津市水みどり課、ランクC)

- ・サクラは摂津市の公園の管理ではないという理解でよいかな。大阪府ではクビアカツヤカミキリが

かなり広がっており、そのあたりも気にしておかないといけない。

⇒占用箇所は堤内側であり、堤外は範囲外である。

- ・ゴミ箱は設置されないほうが良いのではないかと。不法投棄にもつながり、防火上の問題もでてくる、サステナブルな取り組みの方向のためにも検討されたい。
⇒摂津市内の別の公園でも少し問題として出ており、実際徐々に撤去を進めていることではあるが、住民の意見も取り入れながら検討していく。
- ・河川に隣接してあるいい空間であるから、自然な原っぱ的な意味合いを大切にしたい公園にしたらいいのではないかと。遊具の更新のタイミングもあるということで、ゆったりできる空間の整備というのも含め考えられたい。環境学習の場としてもよいと思われるので前向きに取り組んでいきたい。
⇒遊具について、年次点検を行ったうえで更新のタイミング等に切り替え、用途替えを含めて考えていきたい。
- ・資料に地域防災計画の抜粋があるが、この公園は避難場所として指定されているものか。
⇒避難場所としてではなくて、仮設住宅の候補地というところの一覧に含めている。
- ・前回意見でもあったが、植樹された樹木の樹勢が弱いところが引き続きみられる。記念植樹されているという背景があるかもしれないが、臨機応変な対応をされるとよいのではないかと。
- ・樹木については、のり面に不透水層ができていたことも考えられ、改善するには土を盛るなど大規模な施工が必要かもしれない。
- ・場所としては、立派な昔の地図を含めた看板があるなど可能性のある公園である。管理の方向性として、環境学習の場としても良い環境になると思われるため、可能な限り検討されたい。
- ・行政的な管理の区分について、住民からすると管理主体は関係ないため、河川管理者とも情報共有されながら連携した対応を留意されたい。
- ・ブランコの堤内側の舗装道路のところの段差に草が生え視認性が悪く、子どもたちが遊ぶ上で、危険と思われるため、なだらかにするなど安全性について検討されたい。
⇒視認性向上のため草刈りをし、そのうえでスロープの必要性を検討したい。
- ・パーゴラについて今後つる植物等を植栽したり、日陰の覆いを付けたりするなど考えているか。
⇒藤棚にするなどの予定はない。タープのようなもので日陰をつくるなどは検討していきたい。
- ・ランクCを継続し、占用期間を5年とする。
- ・今後は事務局からの報告で可とする。

5. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・(十三エリア) 定期的な河川敷の日常清掃を実施するというので、かなり大変なことだと思うがどのように実施していくのか、ボランティアを募集してやっていくのがいいのではないかと。
- ・(十三エリア) 専門家との連携について、内容と進捗状況を共有されたい。
- ・(十三エリア) 基盤整備に関わる工事において、カヤネズミの繁殖配慮した基盤整備とはどのようなものか教えていただきたい。
⇒日常清掃や専門家との連携はこれからの話のため、現時点での回答は難しい。
⇒(河川管理者から) カヤネズミの繁殖等に配慮した工事については、実際に工事をする前の段階で現地で生息状況を確認し、それに基づき施工ヤードの上流側への移動や工事車両の走行ルートを検討するなどし、可能な限りカヤネズミの生育環境を存置するやり方を行っている。

6. その他

- ・なし

以 上